

第67回平塚市開発審査会 会議録

開催日時	平成25年2月28日(木) 午後2時00分から午後4時00分まで				
開催場所	旧横浜ゴム平塚製造所記念館 八幡山の洋館 第1会議室				
出席者	委員	柳沢会長、杉崎委員、水越委員、津田委員、川島委員			
	処分庁	まちづくり政策部 秦野部長 開発指導課 石川課長、坂本主管、齋藤主査			
	事務局	まちづくり政策課 小山田課長、武井課長代理、野口主査、川嶋主査			
欠席者	委員				
開催形態	<input type="checkbox"/> 公開	<input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者	無
会議録署名委員	柳沢会長、津田委員				
会議内容	<p>1 開会</p> <p>事務局より出席委員数が委員数5人の過半数に達しているため平塚市開発審査会条例 第6条 第2項 の規定により本審査会は成立する旨を報告。</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 議案1 提案基準第3号農家分家に係る包括承認基準第1号の報告について(1件)</p> <p>処分庁より案件概要説明</p> <p>質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。</p> <p>(2) 議案2 提案基準第9号建築物の建て替えに係る包括承認基準第3</p>				

号の報告について（4件）

処分庁より案件概要説明

1 件目

委員質疑

敷地が他市にまたがっている場合、それぞれで規定が異なる場合、どの様に対応させるのか。

処分庁回答

両市の許可が必要になり、両方の規定に適合させる。

委員質疑

敷地が他市にまたがっている案件は良くあるのか。

処分庁回答

昨年度、1件あった。過去5年間ではこの案件を含め2件。

以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

2 件目

質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

3 件目

質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

4 件目

委員質疑

建築確認の記載がないが、無確認なのか。

処分庁回答

建築確認が行われたことは確認しているが、建築確認台帳に延べ床面積等の記載がなかったため、建物登記記載事項を根拠として採用した。

以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。

(3) 議案3 提案基準第18号既存宅地に係る包括承認基準第6号の報告について（7件）

処分庁より案件概要説明

1 件目

委員意見

あくまで意見になるが、市街化調整区域において、既存宅地であれば全て同基準のもとに宅地分譲しても支障がないとすることについては検討の余地があると考え。市街化区域からの距離や周辺基盤の整備の度合いなどに応じ運用基準等を整理し、都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与すべきではないか。

委員質疑

申請敷地と道路の間にある三角形敷地は何か。

	<p>処分庁回答 道路の区域である。</p> <p>以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。</p> <p>2 件目 委員質疑 敷地分割後の従前敷地に存在する建築物は用途不可分上支障ないか。 処分庁回答 一戸建ての住宅と倉庫であり、支障ない。</p> <p>以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。</p> <p>3 件目 質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。</p> <p>4 件目 質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。</p> <p>5 件目 委員質疑 道路部分の所有はどうなっているのか。 処分庁回答 全て市に帰属され、道路部分に隣接する宅地の接道要件も支障ない。 委員質疑 申請敷地中央の地番 5 3 2 3 - 2 の部分の宅地要件はどの様になっているのか。 処分庁回答 もともと畦畔であったが、過去の開発行為で開発区域に含め整備を行い、宅地として許可を取得している。</p> <p>以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。</p> <p>6 件目 質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。</p> <p>7 件目 委員質疑 提案基準第 9 号建築物の建て替えで許可していないのはなぜか。 処分庁回答 建築確認に記載されている敷地位置が、現況と異なっている部分があるため、提案基準 1 8 号既存宅地で許可した。</p> <p>以上のほか質疑等もないため、報告を受理するとの議長のまとめ。</p> <p>3 その他 (1) 次回開発審査会日程等</p>
--	--

	<p>平成25年4月25日（木）14時00分から ※委員改選により変更の可能性あり</p> <p>4 閉会</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	---